

恵庭市告示第60号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び恵庭市税条例(昭和51年条例第8号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

これらの書類は、国保医療課で保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付いたします。
なお、掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなされます。

令和8年8月14日

北海道恵庭市長 原田 裕



送達を受けるべき者の住所又は居所	世帯主名	送達する書類
京都府舞鶴市字伊佐津38番地5―305号	MAY ZIN TOE	令和8年度国民健康保険税納税通知書
熊本県熊本市北区八景水谷2丁目11番6号 自衛隊八景水谷宿舎6号棟306号室	菅原 巧美	令和8年度国民健康保険税納税通知書(令和7年度分)